HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道漁業の經濟構造に關する研究：第1報 北海道漁業の實態
Author(s)	村岡, 夏雄
Citation	北海道大學水産學部研究彙報, 1(2), 117-128
Issue Date	1951-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22688
Type	departmental bulletin paper
File Information	1(2)_P117-128.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道漁業の經濟構造に關する研究

第1報 北海道漁業の實態

村 岡 夏 雄 (水產經営学教室)

STUDIES ON THE ECONOMIC STRUCTURE OF FISHERIES IN HOKKAIDO.

(I) ON THE PRESENT CONDITION OF FISHERIES IN HOKKAIDO.

Natuo MURAOKA
(Faculty of Fisheries, Hokkaido University)

In discussing about fishery, we must observe it in relation to capitalism in Japan. That is ···what part has the fishing industry played in our capitalistic development and consequently, what part the development of the fishing industry has had.
On these two standpoints, we are going to study the economic structure of fishery in Hokkaido.

In this treatise, we are trying to catch present state of fishery in Hokkaido as a fundamental preliminary condition for this study.

Now the characteristics which we find in the coastal fishery are as follows:

1) The greater part of it is coastal fishery and the productive power is extremely small; therefore those who are engaged in it must have other occupations.

2) According to its labour system, we find that there are far more employees than employers, and their wages show that the management of fishery has not developped much and it is indeed in precapitalistic condition.

3) Owing to those conditions, the life of a fisherman is hard and miserable, and the increases of tax and the fact that he must borrow funds of merchant at very high interest, has not only made his economic life hard and pressed but greatly hindered the accumulation of capital invested in all fisheries.

I 緒 論

我國沿岸漁業に関する社会通念は、次の諸表現で代表されるようである。「生産力の低位性」「封建的制度の残存」「非資本主義的」「漁民の困窮」等々。こう云つた問題が、何も今日始まつた事でなく、以前から続いて来たものであり、而も我國資本主義の発展と共に、益々著しくなつて来た事は事実である。然らば、何故に、かくの如き状態にあるのだらうか。先づ吾々の問題は、此の疑問から出発する。そして此の疑問に対して、出来る限り正しい説明を与える事、即ち科学的な解答を与える事、それが吾々に課せられた当面の問題である。何故ならば、吾々の窮極の目的が、漁業の正しい発展、漁民の困窮からの解放、と云う事にあるにせよ、この疑問に対して正しい説明を与え得ないなら

ば、眞の意味の正しい対策は生れる筈がなく、之に反して、正しい説明が与えられゝば、そこには自ら正しい対策も生れて来ようからである。

これら疑問に対し、科学的に正しい説明を与えんが為には、吾々は、漁業の問題の社会的歴史的必然性を明かにせねばならない。蓋し、漁業のもつこれらの問題は、すべて社会的歴史的現象に他ならないからである。

こゝに吾々は、漁業を我國の資本主義との関聯に於て観察しなければならぬ事の必要性を痛感する。即ち、漁業が非資本主義的外囲として、我國資本主義の発展に対して如何なる役割を果して来たか、現に如何に果しつゝあるか、且又、そう云つた役割を果す事によつて、漁業自体の内に如何なる変化が必然であるか、此の二つの問題を明かにしなければならない。こゝに於て、始めて、漁業の持つ経済的構造の特質が正しく理解されるのである。こう云つた理解の仕方は、我國に於て農業の問題に関しては、以前から随分と採り上げられ、研究も活潑に行はれて来た。所が、漁業に於ては殆ど採り上げられなかつたのである。云うまでも無く、漁業が農業同様に、非資本主義的外囲として資本主義に奉仕した役割は大きなものであつた。今日に於ても、その関係は極めて密接である。然し、漁業と農業とは、その構造上多くの類似性を有するにしても、その性質は同じものではない。漁業は、農業とは違つた意味に於て多くの問題を提出して居る。

このような理解の仕方で吾々は漁業問題を採り上げる。そしてその対象を差し当り、北海道漁業に限定した。北海道に於ける漁業は、旧幕、開拓、明治時代を通じて、永い間、北海道産業の大宗として存在して来た。北海道開拓の歴史は漁業史に始まつて居る。それだけに、北海道漁業が、明治前半の我國資本主義に於ける原始的蓄積強行期に於て、そして又、産業資本確立の後に於ても資本主義に対して果した役割は極めて大なるものがあつた。北海道に於ては、資本主義が、漁業を最大最有力の足場として、その地位を固めて来たのである。この為に北海道漁業には、今日に於て尚、吾々の研究すべき対象としての好材料が存分に存して居るのである。北海道漁業の日本資本主義との関聯は、取りも直さず、日本漁業の日本資本主義との関聯である。日本漁業の有力な一環として、北海道漁業を吾々は差し当り問題にする。

此の分析に立入るに先立つて、現実の北海道漁業が、如何なる姿に於て存立して居るか、その特質が如何に折出されてるかを、吾々が一応表面的にも明かにして置く事は、以上の問題分析のための基本的前提條件として必要であらう。本稿に於て、吾々は、具体的な数字により、その実態を認識する事に努めたく思う。

最後に、本研究の構成は次の如くである。本稿に於て、北海道漁業の実態を知り、次章に於て本研究の中心点、即ち、資本主義との関聯に於て、歴史的発展的に、本道漁業を分析する。資本の蓄積の為に、本道漁業が如何なる方法で、如何にその役割を果して来、且現に果しつゝあるか、そして、そのために、漁業自体がどんな変化を受け現在に及んだのか、それによつて、現段階に於ける本道漁業の構造に対し、明確な規定を与えたく思う。従つて本稿は、その序章に相当するものであり、次章以下は、次稿に於て論ぜられるであらう。

Ⅱ　道漁業經營の形態

以下、主として北海道水産部編、「水産経済実相報告」第1輯（昭和25年）、及び北海道水産業会編「北海道沿岸漁業統計資料」、（昭和25年）等により分析を行う。

(1) 経営の狀態

本道漁業の經營体の專業兼業別を、具体的に數字について見ると次の第1表の如くである。

第1表　專業兼業別經營体數表　(昭和23年度)[1]

	專業經營(対比率)	第一種兼業經營	第二種兼業經營	計
A 水產業を經營する世帶	9,785(34%)	17,278	1,695	28,758
B 水產業勞働者世帶	4,080(33.2%)	5,469	2,721	12,270
C 水產業を經營し且勞働に雇傭されるもの	1,782(16.8%)	7,462	1,298	10,542
D 會社その他團体	265(66.5%)	99	34	398
計	15,912(30.5%)	30,308	5,748	51,968

即ち約 5,2000 經營体の中、世帶がその經營の單位になつてる世帶經營は 51,570世帶 (99.5%) で、本道に於ては、漁業經營は殆ど全部世帶經營であり、会社その他団体の經營は僅か 0.5%に過ぎない。次に專業兼業別に於ては、(A)(水產業を經營する世帶)では專業比率が34%、(C)(水產業を經營し、且水產勞働に雇傭せられる世帶)が16.8%、(D)(会社その他の団体)では 66.5%と云う數字である。(D) に於ては專業比率が高く、他は低い。(B) (水產勞働者世帶)を一応、世帶經營數から除外すれば、全体に於ける專業比率は30.5%となり、極めて低く全國漁業に於けるそれ、34.5%を更に下廻る數字である。かく (D) を除けば[2]專業の比率は低く、極めて兼業的性格が強い。こゝに於て (B)は純勞働者世帶であり、(C) も零細な半プロ的な水產業者であることは云うまでもない。結局、漁業を專業として純粹に自家經營を行う世帶は、52,000世帶中僅か、9,785世帶 (19%弱) に過ぎないのである。

(2) 從事する漁業の種類

これら世帶が、如何なる漁業に從事して、その經營を行つてるかを見ると、次の第2表の如くである。

第2表　漁業別着業數及び經營費　(昭和23年度)[3]

漁業名称	漁具別	着業數	平均從事者 自家	平均從事者 雇傭	經營費
鰊漁業	定置	1,360	3	20～30	1,064,000円
	刺網	7,221	3	2	155,500円
イカ釣漁業	(船持)	9,313			184,700円
機船底曳網		190		14	6,824,000円
小型手操網		1,293	2	6～9	1,402,000円
鮭漁業	漕曳網	916		13	525,000円
	底建網	957			
鱒漁業	刺網	1,157			
	延繩	1,781	3	9	1,220,000円
鮫漁業	刺網	128			942,000円
	延繩	314			170,500円
鱈漁業	延繩	1,157	3	8	743,000円

昭和23年度の本道漁業着業數は82,902で、漁業經營者數39,698、經營体數から見れば (水產業勞働者世帶數を除外) 一經營体平均 2.1種類の漁業に從事して居る事になる。これらの漁業の中、比較的沖合的漁業と見做される機船底曳網漁業、小型手操網等を除くと、他は総て純沿岸性漁業である。

即ち漁業經營体數中 98% までは純沿岸漁業であり、この中で比較的多額の資本を要すると見られる漁業は、鰊、鰛、鮭等の定置漁業、その他動力船漁業の一部であつて、他は総て零細な經營である。即ち着業數から見れば、その92%が、零細沿岸漁業である。この資本

	刺網	1,781			
鰯漁業	定置	830	2	20	35,53,000円
鮭漁業	定置	339	2	18	21,02,000円
昆布採取業		25,595	1～3	／	45,000円
その他漁業		28,500			
計		82,902			

的漁業と、零細漁業とを区別して、両者の規模をその生産面から眺めれば次の第3表に示す如き数字が得られる。経営体数に於て、8%の資本的漁業たる機船底曳網、小型手操網、各種定置等が全体の漁獲高の49.51%を、残りが鰊刺網、イカ釣、昆布採取業等により代表される92%を占める所の零細沿岸漁業により漁獲されるのである。これは如何に零細沿岸漁業の生産性が低いかを証するものである。

第3表　漁業別漁獲高[4]

	漁獲高	比率
機船底曳網	49,418,864貫	18.12%
小型手操網	29,115,829貫	10.68%
その他動力船	15,747,000貫	5.68%
定置網	40,999,855貫	15.03%
その他沿岸漁業	137,454,363貫	50.49%
計	272,726,911貫	100%

（昭和23年度）

(3)　漁船から見た本道漁業

次に漁船の面から見た道漁業は第4表に於て示される。動力船の比率は12%と云う僅少さであり、動力船一隻当りの平均噸数は7.85噸、この中、最多数を占めるものは5噸以上10噸未満のもので、動力船中55%を占める。100噸以上のものは10数隻を数えるにすぎない。一方、無動力船は一隻当り平均噸数1.16噸で全体の88%を占め、噸数に於て略々50%を占める。更に一経営体当りの平均所有隻数は1.43(隻)、噸数に於ては無動力船のみでは1.40隻(噸)動力船を加えても2.7(噸)に過ぎない。

第4表　本道漁船数（昭和20年度）[5]

	無動力船			有動力船			動力船比率	合計
	5噸未満	5噸以上	計	5噸未満	5噸以上	計		
隻数	49,013	2,264	50,277	3,026	3,750	6,776	12%	57,053
噸数			55,650			53,400		10,9050

以上の教える所は、漁船に於ても道漁業が沿岸零細性であると云う事である。此の点は、日本漁業全体のそれよりも著しいと云はなければならない。日本漁業全体について云えば、動力船比率23%、無動力船の占める割合が隻数で76%、噸数で70%と云う数字を示して居るからである。

(4)　漁業労働より見た道漁業経営

漁業従事者及び労働形態から、道の漁業を見る場合に注目さるべき事は、以上述べた沿岸零細性にも拘らず、被傭労働に依存する度合が比較的に大きいと云う事である。これは一に本道漁業の自然的、技術的特性が然らしめるものであつて、例えば、鰊漁業の如き一時的多獲性、帆立漁業の如き高度技術の必要性、と云う特性に由来する。鰊刺網の如き、自家労働を中心にした零細経営にあつてさへ漁獲最盛期に於ては、最少1乃至2名の雇傭労働に依らなければ、適当な経営は営まれないのである此の雇傭労働の状態を代表的漁業の鰊漁業、その他について見る。

第5表　雇傭労働者数[7]

	自家労働	雇傭労働	一経営当平均雇傭数
鰊漁業	26,971 (38.5%)	43,053 (61.5%)	定置 25 刺網 2
鰯漁業	2,939 (23.4%)	9,597 (76.6%)	20
鮭鱒漁業	1,825 (16.1%)	9,518 (83.9%)	18
帆立漁業	1,553 (25.3%)	4,595 (74.7%)	
計	33,293	66,763	

鰊漁業に於ては、雇傭労働が61.5%を占めるが此の漁業中、刺網漁業は、自家労働を中心とする経営で、その平均雇傭者数1～2名と云う数字を考慮に入れゝば、定置漁業の雇傭労働構成率は遙かに高まる。然し此の種漁業が、かく雇傭労働に多く依存し、且比較的多額の資本を有する事からして、漁業自体内部の発展段階の高度性を云々するは早計である。蓋しその経営組織に於けるそれは、未だ所謂マヌファクチヤー的漁業の域を脱するものでは毫もないからである。

例えば、経営組織を鰊定置に例をとつて一瞥するならば、その労働の組織と形態は次の如きものである。一般に経営は、船頭1名、下船頭1，船頭手伝1，磯船係2，起し船頭1，漁夫14，雑夫4，炊事婦1，計25名で行はれる。此の他に、経営主は、海陸取締、帳場等の如き監督、事務を行う。雇傭されるのは前記25名である。而して、その漁撈作業は、その技術性からして、すべて単純な協業的手労働である。此の労働に於ては、各漁夫の熟練度、技倆は殆ど問題にならず、作業は極めて単純化され、人間の労働は一個の機械的役割を果すに過ぎなくなつて居る。然し、此の場合、船頭乃至は、一、二、の役付きの者の労働には、一般漁夫の労働以外の特殊性がある。即ち、船頭には魚群襲来の際の判断処置等の如き一定の熟練した技術が要求されるのである。此の技術は、永年の永続的訓練の結果、始めて習得されうるものであり、更に、彼には、経営主の命令伝達、漁夫の監督の如き労働が附加される。従つて、こゝに船頭と経営主との関係は、縁故関係、或いは永年の継続勤務と云つた事が略々必然的にならざるを得ず、身分隷属的、封建的関係を生起するのである。更に船頭と平漁夫との関係は、その特殊な協業的作業により、家族的労働状態を呈し、著しく身分的主従的関係にならざるを得ず、永年勤続的なものとなる。[8]

此の事情は、後述する如く、漁夫の出身地が例年、青森、秋田と云つた一定地域に限定されてる事実から見る時、裏附けられる事である。これら、雇傭労働者の出身地は第6表により示される。

第6表（A）主要漁業労働者出身地別数[9]

（昭和23年度）

鰊、鰯、鮭鱒、帆立漁業

	地元	道内	道外	計
男	20,074	16,368	16,530	52,972
女	8,876	3,788	1,128	13,792
計	28,950 (43%)	20,156 (30%)	17,658 (27%)	66,764

第6表（A）によれば、雇傭労働者数は、地元が全体の43%を占め、最高道内30%、道外27%と云う比率を示す。道外に於ける供給地は、例年青森が圧倒的に多く、秋田、岩手等東北の単作農村、或いは漁村出身が多く、次いで石川、富山県等の北陸地方で、これ等は、往昔より毎年送出して居る県である。此の事は前述した経営主と船頭との身分関係、船頭と平漁夫の関係を併せ考える時首肯出来る。何故ならば、一般に漁夫の雇傭契約は、経営主が船頭に一任するのを例として居るからである。

第6表（B）道外労働者県別供給状況[10]

（昭和23年度）

	青森	秋田	山形	新潟	富山	石川	宮城	岩手	計
鰊	7,414	3,764	520	73	301	433	109	550	13,169
鰯	653	47	—	24	—	—	32	793	1,549
鮭鱒	685	560	29	95	42	—	—	218	1,629
帆立	292	324	64	—	21	500	—	78	1,284
計	9,044	4,700	613	197	364	933	141	1.639	17,631

以上の事実は、これら季節的労働の市場が、未だ道内、地元と云つた狭い地域に限定されてる事、道外に於ける市場も、青森、秋田等の特定地域に限定されて、決して広汎なものではなく、これら地域は、歴史的、継続的に以上の狭い諸地域に限定されて居るのであつて、従つて、その労働市場関係は、未だ低い発展段階にあるものと考えざるを得ない。即ち、此の事は、更にこれら漁業の構造的発展段階を示す一証左たり得るのである。

(5) 賃銀給与体系から見た道漁業

漁業労働に於て、見逃し得ざる一要素はその賃銀体系である。道に於ける雇傭労働者の賃銀給与体系は如何。凡そ、漁業に於ける賃銀形態程、複雑なものは他に例を見ないのであつて、而も、それは極めて旧い形態に於て存在する。先づ鰊漁業に例をとつて見よう。定置漁業に於ける賃銀は二種に分類出来る。即ち、給料制と歩方制（歩合制）である。前者は固定給を給するもの、之には多くの場合所謂九一金と称せられる奨励金的のものが給せられるのが普通である。九一金とは、旧慣であつて、收獲物を経営主、雇傭者間に於て、一定の割合で分配するのを云う。歩合の一種であつて、往昔は、経営主が9割、残り1割を雇傭者に追加支給した。名称はこれに由来する。現在に於ては、此の割合は、区々であるが、広く行はれてる。従つて給料制にあつては、純粋の固定給制は少く、此の九一金を加味した固定給制で、固定、歩合の両者併用制と見るべきであらう。固定給は、一漁期間（3月下旬から5月）を單位として期間給として支拂はれる。而して給料は、その幾割かが前貸されるのが普通である。旅費或いは仕度金、越年準備金として（雇傭契約は正月前に締結される）一部分、乃至は全部が前貸されるのである。現在に於て、実際に前貸がどの程度行はれてゐるかについて、正確な資料無く、詳にし得ないが、筆者の調査した所では次の如き結果を得た。刺網漁について調べた所であるが、留萌地方で、一漁期間12,000円から19,000円の給料に対し、その前貸の状態は、26名の調査人員中、前借しない者は4名、1,000円～2,000円、6名、2,000円～5,000円、14名、5,000円以上2名（昭和25年春調査）であつた。大体往路の旅費程度は、大半の者が前借するようである。而して、此の給料制の場合、漁期間の食料、諸手当等は経営主が負担する。

歩方制は、詳しくは共同歩方と称せられ、名目は経営主と被傭者の共同管理と云う事になつて居るが、被傭者に眞の意味の共同管理者としての報酬が與らされる訳では無い。即ちその内容は漁獲高を一定の分配率に於て、両者間に分配するのであるが、この分配率は経営主の一方的意志で決定され、漁獲物の処分権も経営主が独占する。而して此の分配は、例えば、総水揚高を一定割合で分配するもの、或いは、漁獲高から沖揚金、枠曳料金等諸経費を控除したものを分配するもの、或いは、最低補償を給するもの。分配率も、経営主7に対し雇傭者3、或いは7.5対2.5、6対4と云つた風に地域的に区々である、雇傭者間に於ける分配割合は、階層により率が異る。例えば、船頭は2人分、下船頭1.5人分、起船頭1.2人分、平漁夫1人分と云つた割合である。

さて、此の両者が如何なる割合で行はれるかと云うと、正確には判断し得ないが、定置では、最近は、歩方制が支配的のようである。例えば、筆者が調査した範囲では留萌、增毛、鬼鹿、苫前地方は

定置ではすべて歩方制をとり、刺網では、給料制であつた。之に反し、利尻、礼文の如きは、両者共に給料制をとつて居る。昭和9年の例をとれば、給料制が全体の78%を占め、殆ど前貸制であつた[11]。

一般に、漁獲の不安定な地方に於ては、歩方制度が殆ど支配的であり（例えば留萌、増毛地方）、反対に例年確実に、豊漁に恵まれる地方では、定置でも、固定給が支配的のようである（例えば、礼文地方）。此の間の事情は前述の昭和9年当時と現在の比較に於て、鰊漁が、漸次北漸の傾向にあり、当時の豊漁地帯が、現今に於て必ずしも豊漁地帯ではないという事実が、給与体系に変遷を与えたと考うべきであり、同時に、経営の危険負担を雇傭者に、転嫁せんとする経営者の意志を露骨に表示するものとして興味深い。兎もあれ、この種、給与制度が前近代的なものであるは云うまでもない。

次に他の一例として、本道に於て、最も資本構成の高いと見做される、機船底曳網漁業について眺めよう[12]。

此の種漁業の労働が、鰊漁等に於ける雇傭労働と異なる点は、その経営が季節的経営でなく年間経営故、その雇傭労働も常備労働者により行はれてる点にある。従つて、休業期間に於ても、色々の型はあるが、一定の賃銀により雇傭されてる。

賃銀形態は、歩合制だけのもの、歩合及び固定給を併用したものとの二種である。而して、両者併用制が、その殆ど全部で、歩合制のみのものは極く僅かに過ぎない。歩合制の場合は、総水揚高から氷代、函代、諸手数料を差引いた残額を船主7割6分、船員2割6分の率で分配する。更に船員間に於ける分配は、船長によつて、船長2人前、機関長 1.8人前、水夫長、油差、船員 1.0人前と云う率で分配されるのである。

かくの如く歩合制にあつては、鰊漁の場合と同様、名目は共同管理的であるが、賃銀協定の取決めは、殆どすべて船主（企業者）により決定されて居り、更に漁撈作業の性質からして、その主体部分は機械化されてるとは云え、矢張り、協業的手労働が行はれ、その家族的労働條件に加えて、身分隷属的関係を生み出さざるを得ないのである。

固定給、歩合併用制にあつては次の如き形体をとる。即ち、一定の給料の他に歩合が加味され、その歩合は次の如き割合で行はれる。即ち、歩合金をある一定の水揚額以上の場合支給するもの、水揚如何によらず支給するもの、此の二種である。例えば、室蘭に於ては「毎月55万円以上の超過額の1割5分」、小樽では「水揚高50万円以上の場合は5分とし、5万円を増す毎に、1分を加算し、75万円以上の場合には、その1割とする」のであつて、此の場合、水揚高は総水揚高から、函代、氷代、手数料等を差引いたものになつて居る。或いは、此の他に奨励金が支給される場合もあり、これは一定の漁獲高以上の場合に支給されるのである。かく、内容は種々であるが、此の両者併用制が支配的で、総じて純粋の固定給のみと云うのは存在しない[12]。

以上、本道漁業の賃銀体系を鰊漁業と機船底曳網漁業について見たのであるが、比較的、資本的近代的経営体たる後者にあつても前述の如き状態である。凡そ、歩合制が、前近代的賃銀形態であるのは、今更云うまでも無く、これら事実により、本道漁業生産機構の、未だ著しく立遅れ、近代的経営組織として確立されて居ない事が首肯されるであらう。

III　漁家の經濟

(1) 漁業經營費及び收入

各種代表的漁業の收入と、經營費を分析する。代表的漁業として、便宜上、四種を選ぶ。即ち、資本的沿岸漁業の典型として、鰊定置、零細沿岸漁業の代表的一例として、鰊刺網及びイカ釣漁業、昆布採取業である。その狀態は第7表に示される。

第7表　漁業別經營費及び收入[13]

（昭和23年度）
（單位円）

	鰊定置	鰊刺網	イカ釣（船持）	昆布採取
所得	1,234,812	200,076	190,000	94,434
支出計	1,064,112	155,534	184,750	45,082
差引所得	170,695	45,792	5,250	49,351
支出内訳				
燃料費	36,800	9,300	86,250	—
漁具漁船補修費	139,357	60,215	57,500	10,737
漁具漁船銷却費	93,854	16,079	10,000	4,100
労務賃銀	503,730	40,813	19,000	19,598
漁業料	7,729	388	—	90
販賣手数料	53,795	5,223	7,000	2,431
消耗品代	145,344	17,217	5,000	5,250
其他経費	78,299	6,300	—	2,875

總收入は、鰊定置で123万円、刺網20万円、イカ釣19万円、昆布採取9万円であるが、この收入を得る爲には莫大な經費を要して居るのである。結局差引所得として、漁家の所得は鰊定置で17万円（總所得に対する比率は13.8%）、刺網4万5千円（22.9%）、イカ釣5千円（2.7%）、昆布4万9千円（52.2%）である。此の經營費内訳に於て重要な地位を占めるものは、各漁業を通じて労賃費である。これは云うまでもなく、本道漁業の特性たる雇傭労働依存度の高度性を示すものである。次いで、全般を通じて、漁船、漁具の如き生産手段の補修費、銷却費等の比重が大きい。これら、固定資本への投下が著しい事は、戰時中よりの老朽資材が更新されずに使用されて来た事にもよるであらうが、工業生産物の価格が、水産物価格より高価である事を物語る。燃料費は、その漁撈性質上、イカ釣漁業に於て大であるのは当然であるが、他漁業に於ては殆ど重要性が無い。漁業料は、漁業権行使の爲の費用、賃貸料、入漁料等であるが、これは鰊定置以外は、その比重は僅少である。たゞ、こゝに数字には出て居ないが、鰊刺網漁業、昆布採取業等に於ける干場料の問題は注意さるべきであらう。鰊の如き一時的多獲性のものは、加工の媒介が絶対的に必要であり、昆布など、乾燥を切離してはその採取は無意味である如く、干場の有つ意義は極めて大きい。所が、全道干場中36%は賃貸されて居つて、この賃貸の対象の大部分は、鰊刺網業者や、昆布採取業者の如き零細貧窮の家族的經營者である。そしてその賃貸料は地方により異るが、地方的には、一坪当り17.5円と云う高価なものもあり（例、留萌地方）、これが、零細經營体にとり、經營上非常に大きな比重を占め、重荷になつてる事は否めないのである。これによつて更に漁家の經濟が歪められ、旧態的な、封建的関係を強制されて居る事も事実なのである。[14]

差引所得は、定置を別として、他の三つの零細沿岸漁業の平均所得3,3000円強は、決して多い数字ではない。勿論、此の種、漁業一種だけで、生計を樹てゝる訳ではないが（例えば、鰊刺網の場合、留萌地方の例をとれば、年間、漁業總收入の中、60%強を占めるものが少くなく、その他、小女子、

カジカ、昆布、鰊等による收入が殘りを占めて居る)、どうしても漁業以外の兼業收入に賴らざるを得ないのである。

この四種漁業中、昆布採取業が一番採算性が高いが、之は經營費に於て、漁船、漁具等の固定資本部分への資本投下が殆ど必要とされない事に起因するものである。總じて、生產額に對する所得構成率は極めて低位であると云はねばならないであらう。

此の事は、本道に於ける農業の生產額に對する所得構成率と比較對照する事により、更に深く認識されるであらう。即ち第8表は、その間の消息を示す。

第8表　本道に於ける農、水產業の所得率

(昭和23年度)(單位千円)[15]

	水產業	農業
生產額	20,276,207 千円	37,290,154 千円
所得率	10,234,340 千円	25,633,493 千円
生產額に對する所得率	50.04%	68.74%
一世帶當所得	196 千円	143 千円

(昭和23年北海道生產遺民所得調査結果)

生產額に對する所得率が、水產業に於て50.04%、農業、68.74%で、農業よりも相當に低い。此の現象は、云うまでもなく水產業が農業以上の經營費を要し、工業生產物との鋏狀差價格現象が、農業よりも、更に著しいものなる事を示す。即ち、農業以上に資本主義の收奪を受ける事甚だしきを物語り、それだけに、經濟變動に際しては、農業以上の著しい影響を受けざるを得ず、その經營の彈力性はより脆弱であると云はねばならないであらう。

(2)　漁家の經濟

漁業の經營が、以上述べたような狀態にあると云う事は、漁家の家計が、主として漁業經營に依存しているものである以上、非常に窮迫したものたる事は想像出來る。且その生活が、漁業以外の收入にどうしても賴らざるを得ない事は当然で、兼業漁家夥多の現象は此の証左でもある。然らば、これら漁家は如何なる兼業に從事し、如何に收入を得てるかと云うと、統計の拠るべきもの無く、現段階に於ては之を分析し得ないが、筆者の調査した一例により、這間の事情を推論しよう。留萌地方の或る一部落では、鰊刺網漁を主業とする漁家15戶中、全戶數が兼業に賴つて居る。その種別は次の如くである。漁業勞働者として手操漁業に雇傭される戶數5戶、澱粉工場へ出稼する戶數8戶、麵工場自營1戶、その他家族の一員乃至は二員が勤勞者として生活する戶數10戶であり、その內訳は、子供が運輸業に、鉄工場職工、弟が組合職員として、娘、組合職員、公務、等々と云つた狀態で農業は、8戶が、蔬菜自給程度の耕作を行つて居る。これらの兼業、即ち漁業以外から得られる賃銀乃至は收入が漁業收入の20%から50%をカヴアーして居るのであつて、これのみをみても、本道零細漁家の收入が、非漁業的收入により相當部分補充されて居り、これ無くしては漁家經濟の維持が著しく困難である事が或る程度まで推し量られよう。

次にその家計を見る。

次の第9表は定置漁業、許可漁業、專用漁業經營者に分類した平均生計費で、大雜把な數字であるが大体は把握出來よう。

(註:本道に於ける許可漁業は、主なものは、機船底曳網漁業、小型手操網、イカ釣(動力船によるもの)、宗谷支庁に於ける鰊刺網等であり、專用漁業に屬する主なものは、鰊刺網漁業、昆布等藻類採取漁業である。)

第9表　漁家家計費（昭和23年度）[16]

（單位円）

		定置漁業	許可漁業	專用漁業
食費		194,700 (64.7%)	166,000 (59.99%)	143,000 (81.28%)
文化厚生費		53,500 (17.51%)	75,900 (27.43%)	21,700 (13.33%)
その他諸経費		52,700 (17.5%)	34,800 (12.5%)	11,200 (6.37%)
計		300,900円	276,700円	175,900円
家族構成	可動者	2	2	3
	非可動者	5	3	4

備考：① 年間生計費
② 厚生費には教育費、娯樂費、衛生費、被服費等を含む。
③ その他の諸経費は、交際費、冠婚葬祭費等を含む。

この數字では、許可漁業が最も恵まれて居り、定置之に次ぎ、專用漁業が最低である。いづれも食費の全生活費に占める割合が60%を前後し、特に專用漁業に於ては80%を超える。之は理論生計費に俟つまでも無く、この種、零細漁家の經濟が、如何に最低生活に押し下げられてるかを示す。文化厚生費は食費比率とは全く逆比例をなし、許可漁業は兎も角とするも、專用漁業に至つては、文化的生活なるものからは、凡そ縁遠いものと云はねばならない。

次に漁家の租稅負担の狀態を第10表に示した。

第10表 漁家諸稅負担額（昭和23年度）[17]

（單位円）

	総收入	生計費	稅負担額				剰余
			國稅	道稅	市町村稅	計	
定置漁業	992,400	300,900	337,000	62,400	77,700	527,100 (53.1%)	129,000
許可漁業	432,600	276,700	59,600	8,000	11,500	79,100 (18.2%)	76,600
專用漁業	223,400	175,900	23,700	3,200	5,800	32,700 (14.2%)	17,000

定置漁業に於ける稅負担は、全所得の53.1%の多きに上る。これは、この漁業中 100万円以上の高額所得者が、40名程存在する結果である。許可漁業に於て 18.2%、專用漁業にあつて 14.2%の負担は、両者の所得を比較する時、專用漁業に於て著しく、更に、元来、増稅の結果が、高額所得者に対してよりも、低額所得者に対してより著しい負担を与えるものなる事をも併せ考える時、專用漁業に於ける此の負担率は、非常な重荷と云はねばなるまい。とまれ、この稅負担額と、年間生計費の残額が、貯蓄その他の形に於て、漁業経営資金として幾分かは蓄積される訳であるが、然し、前述した各種漁業の着業資金に比較すれば、余りにも僅少にすぎないのであつて、次年度に於ける着業資金の殆どすべては借入れに依らざるを得ないのである。然し、漁家にとつての此の着業資金に対する絶対の必要も、漁業生産が、上述の如く、生産性低く且不安定極まりないものであり、更に漁家経済がかく窮迫した狀態にある以上、安全を標榜する金融機関から云えば、決して有效需要では有り得ない。こゝに漁家の経済は、資金調達の面からも更に歪められて行く。即ち、第11表はその事情を物語る。

第11表　漁業資金の調達経路[18]

	機船底曳網及定置漁業者	その他の沿岸零細漁業者
銀行を利用する者	60%	15%
信用組合を利用する者	20%	30%
親戚等	10%	5%
個人よりの借入	10%	50%

比較的、資本的漁業たる機船底曳網、定置等に於ては、その企業の採算性、漁家経済の富裕、漁獲の安定性等、信用基礎大なる所から、銀行との結び付きが顕著である。之に反し、経営規模零細な、貧窮沿岸漁家にあつては、銀行よりの借入れは、僅か15%にすぎず50%は、個人金融に頼らざるを得ない。しかもその金

利は、月利1割乃至1割5分の高利であり、此の高率の金利が、漁業收益を甚だしく阻害し、漁家経済に著しい影響を及ぼして居る事は想像に難くないのである。明治初期以来本道漁業界を風靡した、所謂、仕込制度が、今尙残存し、或いは倍旧の勢で復活せんとする気配にあるを察知し得るのである。漁業生産部門に於ける、かゝる前期的商業資本、高利貸資本の広汎な存在は、漁業生産機構の非近代性、零細性の別な表現に他ならない。これら、漁家の金融機関とのつながりを、更に、不況時に於けるそれについて眺めて見よう。例えば、昭和6年の数字は、次の第12表の如くであつた。

第12表　昭和6年に於ける漁家負債[19]及び借入先

負債総額		2,825万円	
借入先	銀行	914万円	32%
	信用組合 漁業組合	236万円	9%
	個人金融	1,674万円	59%
漁家1戸当負債額		698円	

昭和6年に於ては、道漁家一戸当りの負債額は、平均698円を算した。その借入先は、個人金融によるものが59%を数える。此の数字は、定置漁業、零細漁業すべてを包含した全道全漁家のそれであるから、零細漁家だけの比率を考えれば、此の数字は更に上回るものと見なければならない。即ち、不況時に於ては、これら高利貸資本の跳梁は更に熾烈なるを見る。

こゝに於て、所謂仕込制度が如何なる機構に於て零細漁家を收奪する制度であるかを知る事は強ち無意義ではあるまい。此の制度は、開拓以前から行はれ来たつた漁業資金融通の一制度で、資金供給者は一般に函館、小樽、根室等の海産商、或いは、大漁場主が多かつた。普通は担保を提供させて融通するのであるが、担保品のない零細漁業者の場合には次の如き方法をとる。即ち青田賣買の方法で貸借が行はれるのであつて、漁期に先立ち、需要者、供給者は、その漁場に於ける漁期間の最低收獲予想額を協定し、相場が成立すると、供給者は需要者の信用を考査して、所謂、「差し金」と称して、協定相場の一定割合に於て割引を行い、資金を貸与するのである。例えば、「半金差し」「7分差し」5割、と称せられるのはこれで、協定相場の5割、7割を貸与するのである。弁済方法は、收獲後差し金の7割であるのを問はず、すべて協定相場の全額を支拂うべき事を契約し、同時に利子は普通貸借に於ける利子を遙か上回る高率の下に、之を別途に支拂はねばならないのである。[20]

かくの如き、前期的商業資本、高利貸資本は、漁業生産者を根底から支配し、その漁業生産をも自己の手中に收めるに至り、その故にも、漁業自体に於ける資本蓄積は著しく阻害され、その発展は停滞的ならざるを得ない。

Ⅳ　結　　語

以上、簡單にではあるが、本道漁業の実態を明かにし得た。吾々が知り得た事、それは、

(1) 本道に於ては、沿岸漁業が、圧倒的支配的で、その経営の規模は、零細経営が大部分を占め、漁業生産に於ける生産性が極めて低位停滞的であり、それだけに、その経営は著しい兼業的性格を帯びざるを得ないと云う事。

(2) 労働形態から見て、雇傭労働に依存する度が高いにも拘らず、労働組織、賃銀形態等により表現される如く、経営の発展段階は、決して高度のものではなく、前近代的で、封建的制度が多分に残存して居ると云う事。

(3) 漁家の経済は、以上の諸現象に照応して窮迫し、漁民は困窮した経済生活に沈淪せざるを得ず、更に租税負担の加重と、前期的商業資本による收奪とは、漁民の経済生活を圧迫してるだけでなく、漁業全体の資本の蓄積をも著しく阻害して居ると云う事。

である。

以上の如き本道漁業の現状を認識して、吾々は、これらの問題の原因が、奈辺にあるかの、更に詳しい分析に入らねばならない。勿論、以上により、本道漁業の現状が、審に剰す所なく分析された訳ではなく、まだ明かにしなければならない部面が幾多あるであらう。然し、吾々の期した所は、緒論で言及した、吾々の当面の課題に対する、飽くまで準備的基本的條件としての現状認識であつた。従つて残された多くの問題は、本格的分析の過程に於て逐次分析されるであらう。

最後に、本研究課題は、故山本政民氏が文部省科学研究費により上記題名の下に、研鑽の意図を有して居られたもので、不幸にして研究端緒に於て他界された。筆者の研究は、山本氏の研究課題をその儘、継承したものである。

V 文 献

(1) 北海道水産部編、「水産経済実相報告第一輯」、昭和24年度、 P. 14
(2) 農家復興会議著、「農村の実態、下巻」、昭和25、 P. 151
(3) 前掲、「水産経済実相報告」、P. 66
(4) 前掲、「水産経済実相報告」、P. 33ヨリ作製
(5) 中央水産業会、「水産統計年鑑」、昭和20年
(6) 前掲書、「農村の実態下」、P. 159
(7) 前掲書、「水産経済実相報告」、P. 37ヨリ作製
(8) 道立労働科学研究所、「北海道漁業労働の実態Ⅱ」、P. 39参照、昭25
(9) 前掲書、「水産経済実相報告」
(10) 北海道水産業会編、「北海道沿岸漁業統計資料」、P. 140、昭24
(11) 今田清二、「水産経済地理」、内地漁業労働参照、昭和11年
(12) 道立労働科学研究所、「北海道漁業労働の実態Ⅰ」、P. 71参照、昭25
(13) 前掲書、「水産経済実相報告」、P. 64～65ヨリ作製
(14) 水産事情 No. 14. 昭25、「北海道海産乾場の現況」、岡本、P. 9 参照
(15) 前掲、「水産経済実相報告」、P. 78～79
(16) 〃 「同 書」、P. 108
(17) 〃 「同 書」、P. 110
(18) 〃 「同 書」、P. 92
(19) 前掲、今田、「水産経済地理」、P. 305
(20) 北海道漁業取調書参照、明治32年

(水産科学研究所業績第57号)